

株式会社福岡丸福水産

令和 6 年 9 月 1 日
一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができるよう、社内制度や労働環境を整備し、全社員の能力を十分に発揮することを目指し、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 9 月 1 日～ 令和 9 年 8 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標： 計画期間内に育児休業制度を整備し、男性従業員 1 名以上従業員の育児休業の取得及び職場復帰を目指す。

<対策>

- 令和 6 年 9 月～ 全従業員に対し、両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて社内会議及び掲示板を活用し周知する
また、目標を達成するための項目を就業規則で規定し制度を整備する。
- 令和 6 年 11 月～ 育児休業に関連する制度の周知のため、リーフレットを作成
- 令和 7 年 4 月～ 制度に関するリーフレットの周知
- 令和 7 年 10 月～ 育児休業取得状況の整理及び確認
- 令和 8 年 4 月～ 育児休業に関連する制度のアップデート確認と周知
- 令和 9 年 4 月～ 育児休業取得状況の整理及び確認